

やすらぎの里道場 介護予防短期入所生活介護事業

重要事項説明書<令和7年4月1日現在>

【やすらぎの里道場 介護予防短期入所生活介護事業の概要】

設置者 社会福祉法人 翔 美 会
平成11年2月26日設立認可

代表者 理事長 兼松 宏光

名称 指定介護老人福祉施設 やすらぎの里道場 併設短期入所生活介護事業

指定番号 兵庫県知事指定第2875000347号 平成12年4月1日指定

責任者 施設長 梅本 陽平

所在地 〒651-1502 神戸市北区道場町塩田3080番地

電話番号 078-985-1165 FAX 078-985-6580

サービス提供地域 神戸市・三田市・西宮市・宝塚市

利用定員 20人 (施設入居全体定員及び介護予防短期入所生活介護事業定員
120人に含まれます)

生活保護法 指定施設

利用申込受付時間 年中無休 午前8時45分～午後5時30分

※ご注意 やすらぎの里道場介護予防短期入所生活介護事業は、指定介護老人福祉施設やすらぎの里道場に併設され、短期入所生活介護事業と合わせ、一体的にサービスの提供を行っております。

【建物と設備の概要】

併設される指定介護老人福祉施設やすらぎの里道場（施設パンフレットも併せてご覧下さい）の内容です。

鉄筋コンクリート3階建耐火構造（敷地面積8,083㎡ 総床面積5,010㎡）
サービスを行う居室・食堂は建物の2・3階部分、浴室は1階部分です。

居室種類	部屋数	1部屋床面積	備考
1人部屋	30室	16.6㎡	居室内トイレ・洗面台有
2人部屋	25室	24.3㎡	居室内トイレ・洗面台有
4人部屋	10室	47.0㎡	居室内洗面台有

【その他】

食堂（各階）・機能訓練室・談話室・浴室（1階・一般浴槽、リフト式入浴装置、特殊浴槽）・静養室（1室）・医務室（1室）・相談室（1室）他

【施設設備】

送迎車 2台（リフト昇降装置装備）

防災設備 自動火災報知器・スプリンクラー設備・避難スロープ等 消防法適合

空調設備 全館冷暖房完備

介護器材 電動介護ベッド・車椅子各種・機能訓練器材等

【当施設の職員体制】

併設される指定介護老人福祉施設やすらぎの里道場と短期入所生活介護事業を合わせた内容です。

管理者 1 名（兼務）、医師 1 名（嘱託）、事務職員 5 名、生活相談員 2 名、
介護支援専門員 3 名（兼務）、管理栄養士 1 名（兼務）、
機能訓練指導員 2 名
看護職員 5 名、介護職員 43 名以上（介助員及び常勤換算を含む）

【介護保険法の配置基準・指定体制】

介護看護職員体制	入居者 3 人に対し介護看護職員 1 名配置
夜間勤務条件基準	基準型（夜勤介護職員 5 名）
介護職員等処遇改善加算	あり
サービス提供体制強化加算	あり
機能訓練指導体制加算	なし
送迎体制	対応可能

※介護報酬に加算体制が設定されている場合は加算を適用します。

【運営の方針】

在宅生活をトータル的に支えていく事業です。冠婚葬祭やご家族の介護疲れ等による休養と同時に、ご利用者の社会性の拡がりを大切にしていきたいと考えています。

この事業の持つ二面性を認識し、ご利用者やご家族の方に満足して頂けるよう、ご利用者の自立支援とプライバシーの保護に十分留意し、ご希望や状況に応じたサービスの提供に努めます。

【介護保険給付対象となるサービス提供内容】

＜入浴・食事・排泄等の日常生活介護＞

ご利用者の状況に合わせ、清潔で快適な生活のリズムに配慮して行います。入浴は身体のご不自由な方でも、リフト式入浴装置や特殊浴槽等を使用して、週に 2 回入浴できます（健康状態によっては清拭となります）。

ご利用者の心身状況に応じた食事介護と管理栄養士の配置があります。

管理栄養士を中心に、心身状況に合わせた食事形態での提供とアレルギー・嗜好への対応に努め、栄養相談に応じます。

食事時間は、原則 朝食：午前 8 時～9 時 昼食：午後 0 時～1 時 夕食：午後 6 時～7 時です。又、昼食と夕食の間におやつを提供します。食事は自立支援等のため、原則食堂にて食事をとって頂きます。

排泄介護用品（おむつ等）や日常衣類の洗濯は、介護保険給付に含まれます。但し一部特殊なおむつについては対応出来ない場合がありますので、ご相談下さい。

シーツ類は入居時・汚染時に交換します。又、週に 1 回定期交換します。

<健康管理>

日常的な健康管理は、看護師が中心になって行います。但し、外部医療機関への受診通院の移送介添（薬の処方と受領を含みます）は介護保険給付対象とならない場合があります。別途定める実費相当額と医療保険自己負担額の負担が必要です。ご利用時にご相談下さい。又、ご利用中に医療的な処置が必要となった場合は、ご連絡の上必要な対処を致します。ご利用中の通院等はご家族の協力をお願い致します。

<機能訓練>

ご利用者の心身状況とご希望に応じて、日常生活に必要な機能維持と減退を防止するために訓練を実施する体制があります。

<レクリエーション・各種の行事>

施設内での全体を対象とするレクリエーション・クラブ活動や各種行事にご参加頂けます。但し、一部行事については介護保険給付対象外となります。この場合、事前にご説明と参加のご希望を確認させて頂いた上で実費をご負担頂きます。

<送迎>

ご希望により入居・退居時にご自宅と施設間の移送を行います。車椅子や担架でのご利用ができます。ご利用に合わせて時間設定などをご相談下さい。但し、当施設と医療施設や介護保険施設間の移送は介護保険給付対象外となります。別途定める実費相当額のご負担を頂きますので、ご利用時に詳細をご相談・ご確認下さい。送迎サービスに関わる有料道路通行費用はすべてご利用者負担となります。

<生活相談>

ご利用者に関わる各種の生活相談に対して、担当する介護支援専門員や関連機関と連携を取りながら対応します。お気軽にご相談下さい。

ご利用者の社会生活を維持し、自立支援を目的とする各種便宜供与についても対応に努めますのでご相談下さい。

【介護保険給付対象となるサービスの基本料金】

介護予防短期入所生活介護利用料（法令に定められた、介護保険の給付対象費用）は、認定介護区分と各加算の単位数に地域区分（4級地・10.66円）を乗じて算出します。

一日当たりの利用料金

認定介護区分	介護保険適用の単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額
要支援1	451単位	4,807円	481円（2割962円）（3割1,143円）
要支援2	561単位	5,980円	598円（2割1,196円）（3割1,794円）

加算名	単位	1割負担	2割負担	3割負担
① サービス提供体制強化加算 加算Ⅲ	6 単位/日	7 円/日	13 円/日	19 円/日
② 機能訓練体制加算	12 単位/日	13 円/日	26 円/日	39 円/日
③ 送迎加算	184 単位/日	197 円/日	393 円/日	589 円/日
④ 介護職員等処遇改善加算 加算Ⅱ	毎月1日～末日までの合計単位数×13.6%（自己負担額は1割～3割）			

上記③は該当者のみ加算となります。

④は一月あたりの合計単位数に所定の率を乗じたものとなるため、単位数と自己負担額は月ごとに変動します。

それぞれのご利用実績に応じた自己負担額を法令に従い計算し、月末に当月分を請求いたします。

※ご注意 介護度の認定を受けていない方、介護保険の給付制限を受けている方、生活保護を受けている方、ご利用期間中に認定介護区分が変更された方は、利用料金自己負担額が異なります。特に要介護1～5に変更となった方は介護給付制度対象になります。介護保険の給付では認定区分に応じた利用上限額があります。それを超えた部分については全額をお支払い頂きます。詳しくは、担当の地域包括支援センター担当者等にご確認下さい。

【介護保険給付対象とならないサービス提供内容】（利用料金と合わせて請求致します）

<食事の提供に要する費用（食費）>

利用者に提供する食事の材料費用及び調理費用をご負担頂きます。

詳細は別表1をご参照下さい。

<滞在居室に要する費用（滞在費）>

当施設の滞在居室は、従来型個室（個室）及び多床室（2人部屋・4人部屋）に該当し、個室利用の場合は光熱水費相当額及び室料（建物設備の減価償却費等）、多床室ご利用の場合は光熱水費相当額をそれぞれご負担頂きます。

詳細は別表2をご参照下さい。

※ご注意 食事の提供に要する費用（食費）と滞在居室に要する費用（滞在費）は自己負担額の軽減制度があり、その第1段階から第3段階と認定された方は別表1・別表2の各段階に応じた費用負担額をご負担して頂きます。

この制度の適用を受ける為にはご利用者が事前に保険者への申請をして頂き、介護保険負担限度額認定証の交付を受け、ご利用時に提示して頂く必要があります。詳細は担当する介護支援専門員又は保険者にご相談下さい。

介護保険負担限度額認定証の交付がない方や、ご提示が無い場合は「施設設定費用額」のご負担を頂くこととなります。

別表 1 <食事の提供に要する費用（食費）>

	負担限度額／日額				施設設定費用 日 額
	利用者負担 日額 第 1 段階	利用者負担 日額 第 2 段階	利用者負担 日額 第 3 段階①	利用者負担 日額 第 3 段階②	
食 費	3 0 0 円	6 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円	1, 6 8 0 円

※食費の設定費用額は朝食 4 6 0 円、昼食（おやつ代を含む） 6 6 0 円、夕食 5 6 0 円に分割設定します。介護保険負担限度額認定証の交付がある方は上記負担限度額を超える負担はありません。

別表 2 <滞在居室に要する費用（滞在費）>

	負担限度額／日額			施設設定費用 日 額
	利用者負担日額 第 1 段階	利用者負担日額 第 2 段階	利用者負担日額 第 3 段階	
個 室	3 8 0 円	4 8 0 円	8 8 0 円	1, 5 0 0 円
2 人部屋 4 人部屋	0 円	4 3 0 円	4 3 0 円	9 4 0 円

※滞在費 介護保険負担限度額認定証の交付がある方は、上記負担限度額を超える負担はありません。

<送迎費片道> 1,9 6 1 円（介護保険給付対象外の送迎サービスを提供した場合。
有料道路通行費はご利用者でご負担下さい）

<理美容費> 業者の施設内出張サービスがあります。実費をご負担の上ご利用下さい
1,3 0 0 円又は1,8 0 0 円（業者によって異なります）

<コピー費用> サービス提供記録等 1 枚につき 1 0 円

<キャンセル料> （利用料金と合わせて請求致します）

ご利用者のご都合で利用を中止される場合は、下記のキャンセル料をいただく場合がございます。体調不良などの場合等やむを得ない場合は除外致します。必ず状況を合わせてご連絡下さい。

① 利用前日午後 5 時 3 0 分までに、ご連絡を頂いた場合……………無料

② 利用前日午後 5 時 3 0 分までに、ご連絡がない場合… 7 8 0 円(食材料費相当分)

<テレビ使用料>

テレビの貸出しをしております。但し、台数が限られておりますので、ご要望に添えない場合があります。

液晶テレビ…………… 5 0 円／1 日（電気代込み 1 6 円／1 日）

尚、テレビ持参の場合は電気代費用のみ（1 6 円／1 日）になります。

<その他>

居室内等での個人的な電気製品（テレビ・電気毛布・電気あんか・冷蔵庫・電気ポット等）の使用については 1 品 1 日 1 6 円の電気代費用を頂きます。業者によるお

菓子類を中心とした訪問売店の設定があります。実費をご負担の上ご利用下さい。

【料金のご請求とお支払い方法】

月初めに前月の利用料金合計額明細と請求書をお渡ししますので、25日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収証を発行いたします。

お支払いの方法は、窓口支払いと口座振込、口座振替の方法があります。

- ・窓口払いの場合

9:00～17:00までの間に施設事務所窓口にてご精算下さい。

- ・口座振込の場合、

下記指定口座にお振り込み下さい。振込手数料はご利用者負担となります。

※振込指定口座

●三井住友銀行	三田支店	普通口座	3988228
社会福祉法人 翔美会	特別養護老人ホーム	やすらぎの里道場	

●兵庫六甲農業協同組合	道場支店	普通口座	2035299
社会福祉法人 翔美会	特別養護老人ホーム	やすらぎの里道場	
施設長 梅本 陽平			

- ・口座振替の場合

三井住友銀行の口座に限ります。また振込手数料を振替1回につき55円頂戴いたします。振替日は毎月20日です。

※土日祝日の場合は翌営業日（金融機関）になります。

【サービスの利用申込】

直接お電話、又はご来所の上お申し込み下さい。担当地域包括支援センターを通じてのお申し込みでも結構です。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへのご紹介も承ります。初めてのご利用時は、原則として事前に担当職員が打合わせに伺った上で、ご利用者の心身状況の確認、介護計画の作成、契約の締結、緊急連絡先の住所・氏名・電話番号・ご利用者との関係・主治医氏名・連絡先等の重要な事項の確認、介護保険被保険者証の確認等を行い、医師意見書等を提出後サービスの提供を開始します。事業者が必要と認めた場合は、再利用の場合も同様の手続きを取らせて頂く場合がございます。

【サービス提供の中止など】

以下の場合は、ご利用途中でもサービス提供を中止する場合があります。状況に応じてご連絡などの対応をさせていただきます。

- ①お迎え時、明らかにご利用者の心身状態が悪いと事業者が判断した場合。
- ②ご利用期間中、健康チェック等で心身状態が悪化し医療的な対応が必要と事業者が判断した場合。
- ③気象上の警報（暴風雪・暴風・大雨・大雪・浸水・洪水等）が兵庫県南東部に発令された場合や、道路等の凍結・積雪・浸水・損壊のため安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合。

【契約の終了・解約】（契約書第 14 条を必ずご参照・ご確認下さい。）

①ご利用者の意思で契約を終了する場合

原則、契約の終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者とご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等は、文書で通知することによって契約を直ちに終了することができます。

②事業者の都合で契約を終了する場合

ご利用者が、サービス利用等料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず催告の日から 14 日以内にお支払いのない場合、ご利用者が正当な理由なくサービス利用の中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3 ヶ月以上にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合、又はご利用者やご家族が他のご利用者・入居者・従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合等は文書でご通知することにより、契約を終了させて頂くことがあります。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約・サービスを終了致します。

- ・ご利用者が、他の介護保険施設に入所された場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要介護 1～5 と認定された場合（要介護 1～5 となった場合は当施設の短期入所生活介護事業のご利用が出来ます。ご相談下さい。）
- ・ご利用者が亡くなられた場合
- ・ご利用者が介護保険の被保険者資格を失った場合
- ・事業者がやむを得ない事情により閉鎖もしくは縮小する場合等

【ご利用に当たっての留意事項】

ご利用者のご都合で変更となる場合は事前にご連絡下さい。状況によっては、送迎サービスが困難になり、ご家族による送迎となる場合がございますのでご了承下さい。

体調確認	お迎えに上がったとき体調の確認をさせていただきますのでご連絡下さい。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不良等によりサービスの中止・変更がある場合は、事前にご連絡下さい。
食事のキャンセル	食事をキャンセルされる場合は、前日午後 5 時 30 分までにお申し出下さい。お申し出のない場合は、食事代を負担して頂くことがあります。
利用期間等変更	ご利用変更の場合は利用開始予定日前日までにお申し出下さい。この場合、ご家族による送迎となる場合がありますのでご了承下さい。
設備、器具の利用	原則施設所有のもので共用のものに限らせて頂きます。個人所有の車椅子等、日常使い慣れた器具についてはそのままお使い下さい。
宗教活動	禁止させていただきます。
営利活動	禁止させていただきます。
危険物・動植物等	持込みは禁止しています。詳しくはご相談下さい。

喫 煙	指定場所のみでお願いします。ライター、マッチは持ち込めません。事務所等で利用期間中は預りとなります。喫煙場所に備え付けのものをお使い下さい。
その他	感染予防のため、原則、ご入居時に入浴と持参衣類等の点検及び乾燥等をさせていただきますのでご協力下さい。 介護保険被保険者証の記載内容に変更があった場合は、必ず速やかにご提示下さい。

【緊急時の対応方法】

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡致します。

緊急連絡先の住所・氏名・電話番号・ご利用者との関係・主治医氏名・連絡先などを所定の届け出用紙にて予めお届け下さい。又、変更などがございましたら必ずご連絡下さい。

【非常災害対策】

災害時の対応……………日常的に緊急時の連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確保しています。

防災訓練……………定期的訓練を実施します。

防火管理責任者…………宮 脇 照 夫

【サービス内容に関する相談・苦情】

事業者のご利用者相談・苦情担当窓口

担当者 事業担当相談員 電話番号 078-985-1165

年末年始(12月30日～1月3日)を除く月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

苦情解決責任者 施設長 梅 本 陽 平

社会福祉法人翔美会では苦情解決規程を定め、第三者委員を任命しております。詳細と第三者委員の連絡先は施設窓口又は施設内の掲示でご確認下さい。

【事業者以外の苦情相談受付機関】

- 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話番号 078-332-5617

受付時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

- 神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

電話078-371-1221

受付時間 平日 午前9時00分～午後5時00分

- 神戸市福祉局 監査指導部（法人・施設指導担当）

電話078-332-6242

受付時間 平日 午前8時45分～12時・午後1時～5時30分

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

電話078-322-6774

受付時間 平日 午前8時45分～12時・午後1時～5時30分

※お住まいの市区町村の介護保険担当相談・苦情窓口等でも受け付けています。

【併設事業】

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やすらぎの里道場 定員１００名

指定短期入所生活介護事業所 やすらぎの里道場

兵庫県知事指定第２８７５０００３４７号 平成１２年４月１日指定

指定通所介護事業所 やすらぎの里道場デイサービスセンター 定員３０名

指定介護予防通所介護事業所

兵庫県知事指定第２８７５０００４０４号 平成１２年４月１日指定

居宅介護支援事業所やすらぎの里道場（えがおの窓口）

兵庫県知事指定第２８７５０００２０６号 平成１２年４月１日指定

（併設事業の所在地はすべて、神戸市北区道場町塩田３０８０番地です）

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神戸市北区道場町塩田3080番地

名 称 指定介護老人福祉施設やすらぎの里道場

施設長 梅 本 陽 平 ⑩

説明者 所 属

氏 名 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 ⑩

署名代行者 住 所

氏 名 ⑩

利用者との関係

署名代行の理由